

第1回屋久島町スクールバス運営等検討委員会

《 会議録 》

日時：平成30年12月11日（火）

時間：18:30～20:15

場所：屋久島町総合センター2階会議室

会次第

- 1 開会
- 2 開会のあいさつ（塩川教育長）
- 3 委員紹介
- 4 委嘱状交付
- 5 委員長及び副委員長の選出・・・立候補で委員長・副委員長決定
- 6 協議
 - ①スクールバスの現状について
 - ②アンケート結果について
 - ③検討項目について
 - ④今後のスケジュールについて
 - ⑤その他
- 7 閉会

【 出席委員 】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・榎 光徳（町議会議員） | ・眞邊真紀（町議会議員） |
| ・局富美男（区連会会长） | ・田中三九雄（区連会副会長） |
| ・矢野憲一（中央中PTA代表） | ・日吉眞臣（小瀬田小PTA代表） |
| ・緒方健太（安房小PTA代表） | ・谷山幸広（岳南中学校長） |
| ・三善宏也（宮浦小学校長） | ・常深 章（安房小学校長） |
| ・加藤宣行（八幡小学校長） | ・鎌田勝嘉（役場総務課長） |
| ・塩川文博（教育委員会教育長） | |

【 欠席委員 】

- ・池田道春（神山小PTA代表）

【 事務局 】

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・佐々木昭子（教育総務課長） | ・中村一久（教育総務課長補佐） |
| ・岩川宏大（教育総務課管理係主査） | ・藤山美紀（教育総務課管理係長） |

開会

○開会のあいさつ（塩川教育長）

○教育総務課長より委員、事務局紹介

○委嘱状交付（塩川教育長より代表で樋委員に委嘱状交付）

○委員長及び副委員長の選出

- ・委員長へ立候補する者1名あり・・・緒方委員長に決定
- ・副委員長へ立候補する者1名あり・・・眞邊副委員長に決定

○事務局よりスクールバスの現状について説明

○委員長：質疑等ありませんか。

○委員：安房中学校は、バス通学の補助は全然無いという状態で認識しておいてよろしいか。

○事務局：永久保方面の生徒が2名対象となっている。

○委員：他は自転車通学で、バス通学は補助がないということでよいか。

○事務局：はい。

○委員長：他に何かありませんか。無いようですので、アンケート結果についての説明を事務局お願いします。

○事務局よりアンケート調査結果についての説明

○委員長：質疑等ございましたらお願いします。

○副委員長：これをしっかりと何回も読み返したいと思う。こういうきちんとした意見が出てきて、すごく良かったなという感想を持っている。

○委員：問4の中で、この法令は何という法令か。

○事務局：文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正に関する手引き」に関連する法律だが、法令が出てこないため確認してお知らせします。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

○委員：「通学距離に関する」ですね。分かりました。

○委員長：国の定めがあって、各町村に対する補助が決まっている。距離で。

○委員：これは一律か。

○委員長：全国一律です。

○委員：通学補助は町の方が全額負担していると伺っているが、国の方からは通学補助に対して、経費などの補助はあるのか。

○課長：学校統廃合で、5年の補助がありそれを過ぎると補助が無くなるので、あとは交付税になる。

○事務局：普通交付税は、スクールバスの台数等に応じて算出しています。

○委員長：この基準に入っている場合か。入っていない場合は別ではないか。総務課長どうですか。説明をお願いします。

○総務課長：後ほどお答えします。

○事務局：中央中が統合をした時については、統合せざるを得なくなった児童生徒に対して国庫補助が、本町はスクールバスの運行委託をしているが、そこに充填する形で補助をいただいている。あと、普通交付税についてはバスを委託している台数等に応じて普通交付税の交付も受けている。

○委員長：このまま続く場合は、全額ではないのか。

○事務局：細かい金額が今出せない。交付税の関係は別部署の担当になる。

○総務課長：総務課の方で算定している。次の会議までに資料は準備する。

○委員：多分、合併特例債みたいなものがあると思うが。5か年だけで、あとは続かないというのがあると思うが、そこも合わせて総務課長に調べてもらえたたら。

○総務課長：国の補助は統廃合をして5か年は出る。過ぎたら出ない。

○委員：この会議は町の財政を圧迫しているので、どうにかしてほしいという会議なのか。

○委員長：いや、そういうことではない。

○委員：そういうことではないのか。町の財政を圧迫しているのは間違いないのでは。

○委員長：そういう言い方が的確かどうかはわからないが。

○教育長：持ち出しをしているのは確かです。

○委員：今、アンケートのことなので、協議に沿ってやりましょう。

○委員長：では他、意見等はないか。

○委員：距離の問題が出たが、これはあくまでも自宅から校門前までということで、バス停を基準にした場合、大幅に変わるなどの調査はしていないか。

○教育長：そこまではしていない。ただ、今後どこまでを通学の範囲にするかという時は、まず線を引きます。例えば自転車通学は2kmからと。そうしたら線を引かれた道路の1m先は自転車で、こっちは自転車ではないということが必ず出てくる。その調整として、私どもは一応バス停を最終的には考えている。そのバス停を使う子供たちは一応、全部対象ということで、何kmのバス停、何kmのバス停という形で考えていくので、その点でご意見があれば教えていただきたい。

○委員長：他に、何かありますか。

○事務局：資料の11ページを説明。

○委員長：では、検討項目に関する意見等、他にも検討した方がよいのではないかということがあればお願いしたい。

○副委員長：徒歩通学の児童生徒に関しても通学路の安全確保というところに重点を置いて、この委員会の中で十分話し合えたらと思っているので、その点も踏まえてお願いしたい。

○委員：一般の通学路も踏まえるということか。

○委員長：踏まえるということです。そこも踏まえて話をしたいということです。

○副委員長：「等」というのがそれも含めていいということで捉えている。その点を一番最初の会で確認しておきたい。中心はスクールバスの状況を揃えていくということ構わないが、そこも委員会の中で話が出来たらと思う。

○委員：今の意見はどうなのかなと。本来はスクールバス運行に関することなのではないか。そういうことに関しては道路だけじゃなくて他のところの安全面もいっぱい出てくると思う。そこまで幅を広げて考えていくかどうか、検討していくかどうかを最初に検討しておかないと。

○委員長：ただいまの意見に対して、皆様どう思われますか。

○委員：●●委員と同じ考え方です。元々、教育委員会が準備しているデータも全てスクールバス運行に関するデータが多いですから。ここに、違うものを盛り込むと、このスクールバス運行に関する本題がぼやけてくると思う。これに向けて集約したほうがいいと私は思う。データ収集を今からさせたら大変な時間になるのではないか。

○副委員長：そこまで細かいことを言っているのではない。岳南校区を例えて言うと、北

部の学校より随分、通学の条件が、例えば自転車通学をしなければいけない子供が実は北部ではバスに乗っていたりとかという距離の問題もあるので、その間の道路の状況はスクールバスを利用出来るかどうかというところにかかってくると思う。だから、そういうところは含めてもいいと解釈してもよろしいか。道路の詳細を把握するというのではなくて、スクールバスに係るところの安全性、今スクールバスを運行している距離のところだけじゃない議論も必要になってくると思う。

○委員：おっしゃりたいことは分かるが、もしそういうところまでいくと、我々だけでは議論できないような部分もいっぱい出てくることになる。だから、ざっくりばらんにどのへんまでそれを掘り下げていくのかはなかなか難しいと思う。

○副委員長：では、具体的に言ってよろしいか。例えば今、バスに乗っていない子供が自転車通学をしている。その自転車の道のりがいかに危ないかということは、それを検討しないことにはスクールバスを運行する範囲に含めるか含めないかという判断は出来ないと思う。私が言いたいことはそこである。

○委員長：他の委員、どうでしょうか。校長先生方、何かありませんか。

○委員：実際のところ、重点項目で通学距離とかって出てきます。例えば通学距離を、どうやって基準にするか、どこを決めるかと時にそういう安全面も出てくるという捉え方をするかということだと思う。保護者からも「バスに変えて欲しい」とか、これまで「実費でもいいから路線バスに乗せる」とか「スクールバスに乗せて欲しい」という要望もずっと出ている。そういうことも含めてということで、距離とかを判断する材料としてはいいですかと捉えていただきたい。

○委員長：ここに来るに至って、そういう意見収集をされてる方は、各校区内とか学校で話があがってきていると理解しますので、是非そういったところも検討課題の中に加えていただけたらと思う。

○副委員長：是非、お願いしたい。今の北部と南部の条件が随分違うので、状況の把握は必要。その上で検討しないと、これは何の意味もありませんよというところだけは是非ご理解いただきたいと思う。

○委員長：実際、安房小学校でも低学年のうちは定期を発行していただいている。そういうことも検討課題の中に加えていただきたいと思う。それに関して、他に何かありますか。

○委員：保護者の方々の声を少し聞きまして、南部と北部の差というのは単純に距離だけではなくて、気象条件であったり、そういう部分も「バス通学させてもいいよ」「させたくないよ」という親の心理にはかなり影響がしていると思うので、単純に数字で何km以内だったらいいということは、他の方は判断できないのではないかなど思う。

○委員：この補助金はバス1台、台数での補助金なのか、利用者に対しての補助金なのか

がまず1点。それと、これを見ると結局、徒歩から通学バスに変えたいという方がいる。これは1番目の質問にも関連してきますが、通学バスに変えたいという保護者が増えることになる。その補助金が出るのかどうかというのを検討して、議会とか通さないと難しいと思うが、そこを通る可能性があるのかどうか、その2点について教えていただきたい。

○課長：国庫補助の件か。国庫補助自体は先ほど言ったが交付税だけ。スクールバスに対して、今はもう補助金はない。交付税については台数だったかと思う。

○教育長：今、課長が言ったのは国庫からの補助金で、町が出している補助金はスクールバスを借り上げている場合はスクールバスに対する補助金。路線バスを使っている場合にはその子に対する補助になっている。それが1点目。2点目は、財政の面の問題が絡んでくるので、そこは一応置いといて、この会ではとりあえず子供たちの安全を確保するにはどういう通学体系がいいのかをお話しいただければ。ここで結論を出して議会に出すということではない。

○委員：路線バスを使っているのは宮浦小だけか。

○教育長：お配りしている資料の10ページが路線バスです。ご覧ください。

○委員長：皆さん、今、国の基準でずっと話をされているが、4km、6kmという中で。これはあくまでも国が示す基準であって、屋久島町はこの基準より下回ったところで子供たちに対しては補助を出しているので、そこの説明をした方がいい。事務局お願いします。

○課長：スクールバスの委託関係は、当然、町が支出しているし、路線バスでも乗車券を無料で子供たちには渡しているので、乗車券のお金はバス会社に町が支払っている。なので、全額補助です。

○委員長：距離も国の4km、6km。町は3km、5kmという基準があるか。

○事務局：地域によって違う。

○委員：基本的なことだが、通学距離と通学時間の何が問題か。差が問題か。

○委員長：それを検討事項の中で語つていただく。

○委員：その差が我々には分からないのだが。

○副委員長：北部地域と南部地域は、通学バスに乗れる条件が全く違う。2kmほどで北部の場合は乗れるが、南部は3.5km以上ということ。北部と南部の条件がやたらと違う。

○委員：これを今まででは、うまく話し合いがなされてこなかったということか。

○課長：今までこういう話し合いや協議会をしたが、先ほど、教育長からありましたが、頓挫したことになっている。結局は、統一をしようとすると距離が全く違う。先ほど●●委員が言われたように距離が違うので、なかなか統一が出来なかつたということ。

○委員：その基準をここで決めましょうということか。趣旨がよく分からぬ。

○委員：さきほど、現状で説明があったが、旧町時代にそれぞれの条件が違つて、旧上屋久町の方では三校統合に関わって、いろいろな条件が出てきた。町は独自でスクールバスを2台仕立てて、それを通学バスにしてずっと運行してきた経緯がある。でも、北部は北部でそういう実情があって、「これは統合の条件だったから」と、当時の人たちがずっと主張しながらきた。南部もいろいろと、それぞれ条件をのみながらやってきた経緯がある。ところが、町はこちらへんで統一したいと。

○委員：ようするに、町側としては財政上少しでも安くしたいから、何とか統一しましょうという基本的なものがあるのではないか。だから、「それをどういうふうにしたらいいか」ということを議論しましようか」というのが今回の検討委員会だと思う。

○総務課長：財政的なことで議論する問題ではないと思う。財政的な問題ではなくて、「統一せよ」と言われるのであればどういうふうな解決策があるのか。そこの議論をしてほしい。先ほど、教育長が言われたように、財政面は置いておいて、どうすればいいのかという話。子供たちの安全とかいろいろなことを勘案しながら、検討していただきたい。「今をどうすべきか」ということを議論していただければと。財政的な議論は除けてください。

○委員：お互にコンセンサスをもっと取りましょうということか。

○総務課長：そうです。

○委員長：それだけです。財政は今7千万円くらい掛かっている。高校まで含めて。1億掛かってもしょうがない。子供たちの平等のために北部とか南部とかいつまでも言っている場合じゃないというところで、しっかり話をまとめましょうという建設的な話をしてもらいたい。お金の問題は課長が考えますので、総務課に任せて。

○委員：簡単に言えば、子供一人ひとりによって「この距離は本当に適正なのか」ということか。それが平等として捉えるのであれば、非常に難しい。

○委員長：おっしゃるとおりです。だから、校長先生が言われるよう、そこを話し出すとなかなか。だから「適正な距離を定めてやっていきましょう」と。この話は、7、8年ぐらい議論している。「いつになったら治まるんだ」というところなので、皆さん方に治めていただきたいというのがこの会の趣旨。
それでは、今後のスケジュールについて事務局お願いします。

○事務局：今後、3か月に1回程で計5回、検討委員会を開催したいと考えているが、なるべく早い解決をとあつたので、その部分も含めて検討していただきたい。

○委員長：では、第2回は2月に行うということでおよしいか。では、(5) その他について何かありますか。

○委員：そもそも論だが、スクールバスでなければならないのか。スクールバス制度そのものを一回全部無しにして、路線バスで全員が、今の形で通学をする形を一回振り返ればスクールバスという考え方が無くていいのではないか。一旦北部の今の基準に合わせて南部の子達のバスに乗れるエリアを広げてみて、それで試算を立ててみてもらえないかと思う。思い切ってスクールバスというもの考え方を取り扱って、みんなをまず定期券で路線バスに乗せる方法はないかという考え方も道なのではないかと、私はずっと思っている。これはその他の意見です。

○委員長：分かりました。

○副委員長：今の関連ですが、●●委員が言われたように、路線バスに全員が切り替えたとしたら、路線バスの代金を補助するとしたらどれくらいの差が出るのかというの、今出ているのか。

○教育長：今は出ていない。

○副委員長：路線バスに乗っている児童生徒もいる。その額も結構大きいと思うが。

○委員：結局、財源的なものも出てくる。今の●●委員の意見も私は段階的に今後のスケジュールでじっくりと検討していかないといけない。やはり今の路線バスにすると、例えば安全面等とか、今は朝夕のスクールバスだからいいという面もある。ところが路線バスになると一般の人や高校生もいっぱい乗っているわけだから、そういうのも含めて今後の検討課題ということでいいのではないか。

○教育長：そうしていただけるとありがたい。

○副委員長：教育委員会として、どっちの方向に持っていくのかという、道筋みたいなものがあるのかというのを確認しておきたい。

○教育長：我々としては、南部と北部を出来れば揃えた方がいいのではないかと。揃えたいということで前からずっと。最初は平成24年度に第1回目の同じような会をもっている。私どもとしては揃えたい、でも我々としてはどこに揃えたらしいのが分からない。もう一回ゼロからのスタートも含めて、ここでご意見いただき、我々の判断の材料にさせていただければありがたい。

○委員：このアンケート結果500もあるので、じっくり見る必要があるのでは。

○課長：第2回のこの検討委員会の中で、例えばこういう資料を出してもらいたいというのがあれば言っていただきたい。

○委員長：検討課題、重点事項以外であればお願ひしたい。

○委員：今、スクールバスを路線バスにという話が出ましたが、そのスクールバスの時間

常に路線バスを簡単に走らせることが出来るのか。要はそれだけ本数を走らせてないといけないわけだが、中学校は部活もある。だから、簡単に路線バスとなつたときに出来るのかどうか。その点も今度資料として出していただければと思う。

○委員：乗り切れなかった場合もある。

○委員：例えば台風関係で急きょ授業を打ち切りと。そうなつた場合に、スクールバスということで直接バス会社それから委員会にお願いして、臨時で来ていただいているが、路線バス移行になるとそういったところが非常に不安な部分もあるので、そういったことも含めて資料として準備していただきたい。

○委員長：分かりました。

○委員：1点だけよいか。この屋久島町スクールバス運営等検討委員会設置要綱、この要綱というのはどこかで決定された要綱でよいのか。これは議会で決定された要綱か。それともこの委員会で決定する要綱か。これは町の条例の方の要項というこどよろしいのか。

○課長：検討委員会の設置要綱です。なので、町の規則に告示をして載せてある。

○委員：この組織をずっと見て、私たち会長、区連会の方は何になつていくのかなと。

○委員長：学識経験者。

○委員：学識経験者ですか。それでは、ちょっと受け入れられないなという感じ。

○委員：各集落の代表じやなくて、学識か。

○委員：学識経験者なら、ちょっと違つてくると思う。

○委員：各集落の代表だと思ってここに座っている。

○委員：私たちも頼むときはそういう頼み方だったので話を聞いた。

それと、3つ4つよろしいか。第7条で委員に対する報酬は支給しませんということで、これは何に基づいて委員に対して支給しないということなのか。私と副会長は完全な民間人です。自分の仕事を止めて来ているという。そこで、どうして対価が発生しないのかというのがまず1つ。次の費用弁償の件は、町の費用弁償が充当するところで、「そういうことだろうな」と思うが、どういう形で報酬が無いのか。

同じ町の委員として、充て職であつて、払う分と払わない文がある。その点が全然分からぬ。何を根拠にして払うのか。払わないのなら全部、全て充て職に払わないという方法になつていくのではないのかと不思議でならない。その見解を聞かせてほしい。その理由があれば納得します。

○総務課長：本来は教育委員会の要綱ですが、民間の方にお願いをして報酬を支給しないというのは、私もあり経験がない。なぜこうしたのか、私には分からないが、

第2回に向けて検討するということで、この場は締めていただければ助かる。

○委員：支給しないという基本的なものがあれば、それはそれでよい。ただ、何で、何に基づいて報酬を支給しないとなっているのかということを、説明してもらえれば。

○総務課長：通常は要綱で支給するという形で規程であります。ですから、報酬及び費用弁償等については、「屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給するというのが規程の仕方です。さきほど言いましたように、2回に向けて検討させてください。

○委員：事務局で検討してください。途中から変えた事例もある。

○課長：検討させてください。

○委員長：他に、その他で何かございませんでしょうか。さきほど●●委員たちからもありましたが、バス停までの安全、歩道が無い所とかのチェックを小学校単位でいいと思うので、確認をしていただければいいかと思う。安房小学校であれば竜天園の前の歩道が無いとか。なので、低学年に関しては定期を発行しているとか、そういう情報が分かればいい。それでよろしいか。

○副委員長：はい。

○課長：バス停までか。

○委員長：バス停まで、自宅から。それでは、その他ありませんか。

○副委員長：第2回の、2月の日程が決まるのはいつぐらいになるか。なるべく早めの方がいいのではないか。

○課長：日程の方は早く決めて通知をさせていただきたい。

○委員長：時間帯の確認だけさせてください。時間帯はこの時間帯で会議を進めさせていただいてよろしいか。

それでは、第1回屋久島町スクールバス運営等検討委員会をこれで締めます。

閉 会